

知っていますか？

# 自転車の事故

～安全な乗り方と事故への備え～



# こんな事故が起きてい

## ■自転車事故の発生状況 ~主な要因は安全不確認、一時不停止、信号無視~

交通事故データから、自転車事故の実態や原因を見てみましょう。

### ■件数、死傷者数は10年前の1.2倍 死傷者の4割は若者と子ども

平成19年の自転車乗用中の交通事故件数は17万1,018件。平成9年と比べると、10年間で1.2倍になっています。交通事故全体に占める割合も増加傾向にあり、平成19年には20.5%と2割を超えました。平成19年の自転車乗用中による死傷者数は17万1,923人。交通事故全体の死傷者数に占める割合は16.5%を占め、増加傾向を示しています(図1)。

また、死傷者の4割は、24歳以下の若者と子どもで占められています(図2)。

図1 自転車事故件数・死傷者数の推移

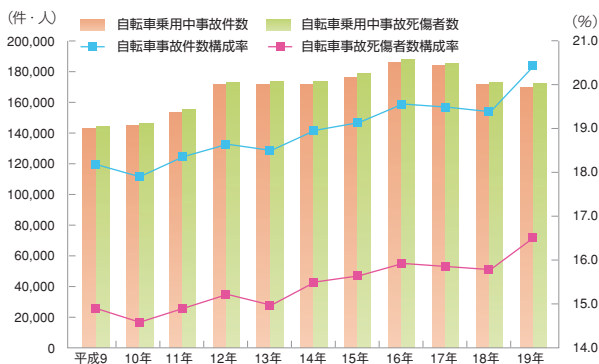
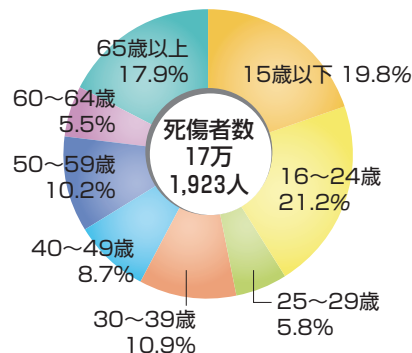


図2 自転車乗用中の年齢層別死傷者数の割合(平成19年)



### ■自動車との事故が8割以上！ 出会い頭、右左折時での事故が多い

自転車事故の8割以上が自動車との事故です(図3)。

また、事故類型としては出会い頭による事故が圧倒的に多く半数以上を占め、次いで右左折時の衝突と続きます(図4)。

図3 自転車乗用者 相手当事者別事故件数の割合(平成19年)

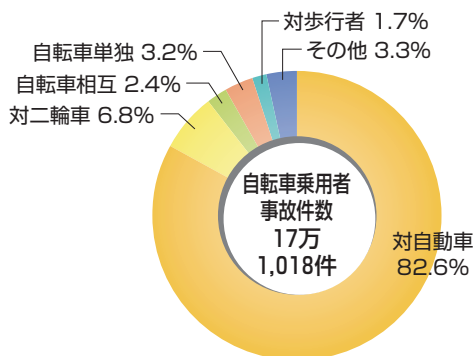
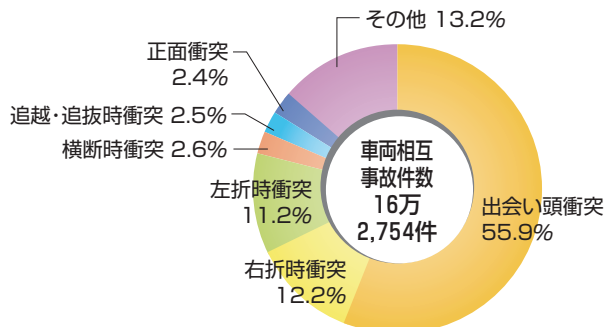


図4 自転車乗用者 事故類型別事故件数の割合(車両相互 平成19年)



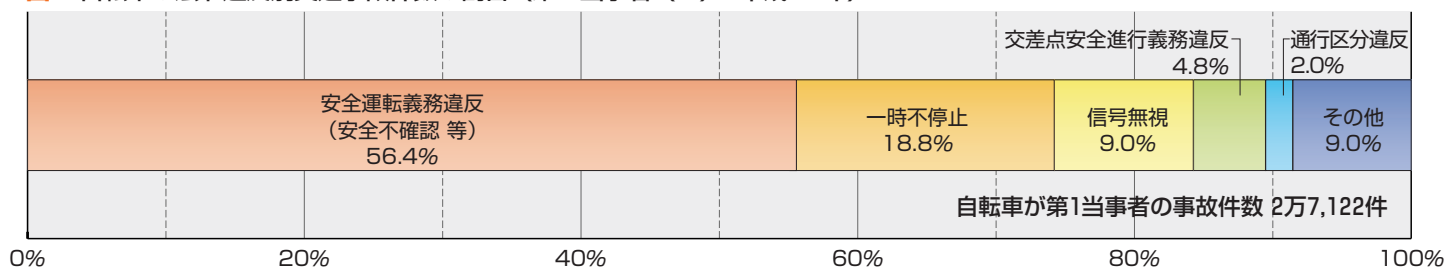
### ■事故の主な要因は、安全不確認、一時不停止、信号無視！

自転車事故を起こす主な要因は、安全不確認、一時不停止、信号無視です(図5)。

また、最近は歩道を無秩序に通行する自転車による事故も多発しています。

図5 自転車の法令違反別交通事故件数の割合(第1当事者 ※) 平成18年

(※) 第1当事者とは過失の最も重い者をいい、過失が同程度の場合は、被害の程度がより軽い当事者をいいます。



(図1~4: 警察庁データより作成/図5: 財団法人 交通事故総合分析センターのデータより作成)

# まず！ 自転車事故の実態

各地で多発している自転車事故。では、いったいどのような事故が起きているのでしょうか？ここでは、最近の自転車事故の発生状況や事例を見ながら、その実態を探ってみましょう。

## ■自転車事故のパターン

～自転車は「軽車両」、  
被害者だけでなく加害者にも～

自転車は道路交通法では、自動車と同じ“車両”！ 車両として交通ルールを守らなければなりません。ルールを守らず事故を起こすと自転車側も責任を問われます。ここでは、自転車事故の主なパターンについて紹介します。

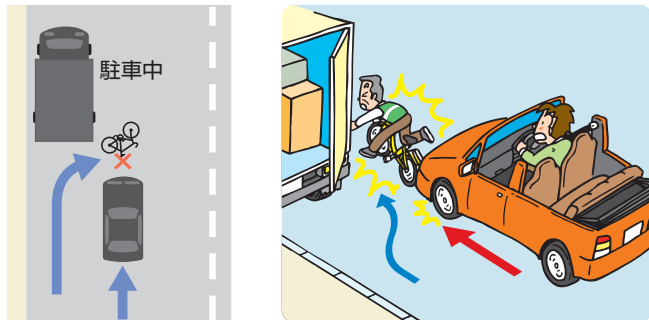
### 安全不確認（急な進路変更）

#### ●事故の概要

道路の左端を走っていたAさんは、路上駐車車を避けようと反射的に車道側にハンドルを切ったところ、後ろから来た乗用車が避けきれず、Aさんは前方に投げ出され大ケガを負いました。

#### ●事故の原因

第一原因は乗用車の注意義務違反ですが、Aさんが後方の安全をよく確認しないまま、急に進路変更したことが事故の大きな原因です。



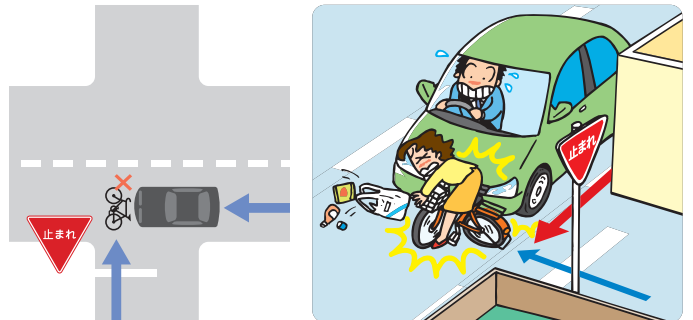
### 一時不停止

#### ●事故の概要

信号のない見通しの悪い交差点に主婦Bさんが自転車で進入したところ、乗用車と出会い頭に衝突。Bさんは腕の骨を折る大ケガを負いました。

#### ●事故の原因

乗用車側の注意義務違反もありますが、Bさんが、一時停止の標識・標示を無視して、左右の安全確認をしないまま飛び出したことが大きな原因です。



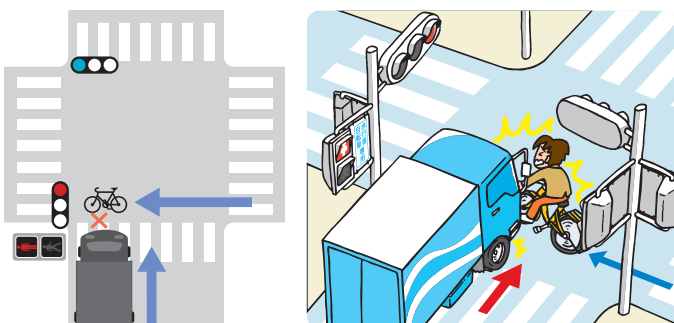
### 信号無視

#### ●事故の概要

高校生C君は赤信号を無視して交差点に進入。そこに走ってきたトラックと出会い頭に衝突し頭に大きなケガを負いました。

#### ●事故の原因

トラックの前方不注意も事故の要因ではありますが、この場合、C君が赤信号を無視して交差点に進入したことが大きな原因です。



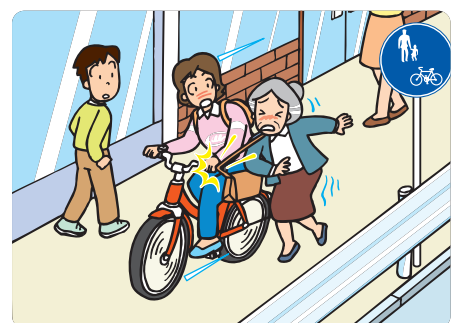
### 歩道上での歩行者との接触

#### ●事故の概要

女子大生Dさんが、自転車通行可の歩道上を自転車で走行中、おばあさんのバッグのひもがハンドルにからまり、転倒したおばあさんは、意識不明の重傷となりました。

#### ●事故の原因

Dさんが、歩道の車道寄りをいつでも止まれる速さで走っていなかったことが、大きな原因です。



# 自転車の安全な乗り方

## ■ 自転車安全利用五則

### 1 自転車は車道が原則、歩道は例外

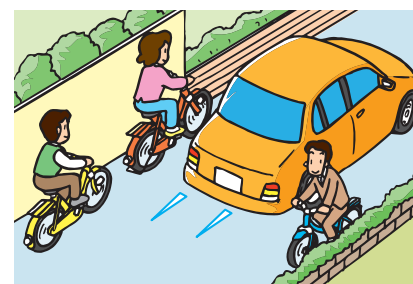
自転車は道路交通法上、「軽車両」と位置づけられています。自動車や自動二輪と同じ「車両」なので、歩道と車道の区分のあるところでは、自転車は車道を通行するのが原則です。

また、自転車道がある場合は、そこを通らなければなりません。



### 2 車道は左側を通行

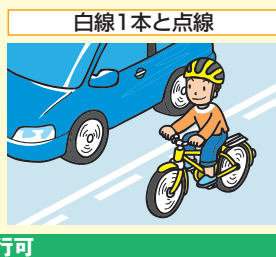
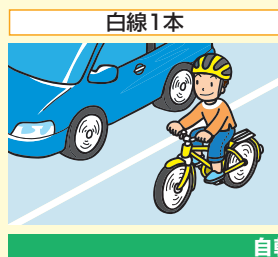
自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。右側通行は、対面する自転車や自動車にとって大変危険です。自転車道を通行する場合も左側を走行しましょう。



#### 路側帯を通行する場合は、その内側を走行

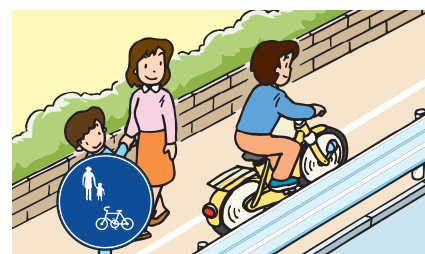
歩道のない道路の左端の、白線で区画された部分（路側帯）では、路側帯を通行することができます。

ただし、白線2本の路側帯は歩行者用ですので、自転車は通行できません。



### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車も例外的に歩道を走ることができる場合があります。しかし歩道上ではあくまで歩行者優先です。歩道を走るときは、歩道の車道寄りまたは指定された部分をすぐに停止できる速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。



#### 自転車が歩道を走ることができる場合（裏表紙参照）

- 歩道に「自転車歩道通行可」の道路標識がある場合
- 子どもや高齢者などが運転している場合
- 車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合



自転車及び歩行者専用  
自転車で通行できる  
ことを示す標識。

# とルール

自転車は誰もが気軽に乗れる便利な乗り物です。しかしその気軽さの反面、交通ルールやマナーを守らず事故を起こすケースがしばしば見られます。交通ルールとマナーを守って、安全運転を心がけましょう。

## 4 安全ルールを守る

### ● 二人乗りはしない

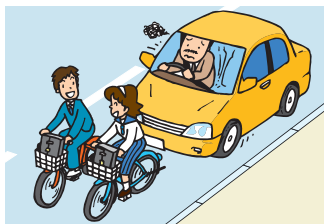


自転車の二人乗りは、バランスを崩しやすく非常に危険です。

※ただし幼児を乗せる場合等は、例外的に認められています。

### ● 道路は並んで走らない

自転車が2台以上並んで走るとは禁止されています。ただし「並進可」の標識のある場所では、2台まで並進できます。



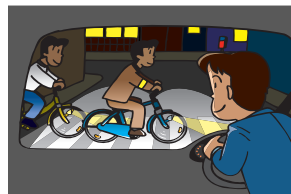
### ● 飲酒運転はしない

お酒を飲んで運転することは、自転車でも非常に危険です。道路交通法上で自動車の場合と同じく、禁止されています。飲酒運転は絶対にやめましょう。



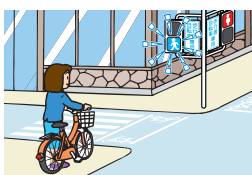
### ● 夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、他から自転車が見えないので、非常に危険です。夜間は必ずライトを点灯し、明るい目立つ色の服装や反射材の活用を心がけましょう。



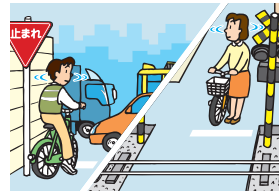
### ● 信号を正しく守る

歩行者用信号機の青信号の点滅は黄色信号と同じです。次の青信号になるまで待ちましょう。



### ● 一時停止と安全確認をしっかり行う

一時停止標識のある場所や大通りに出るとき、踏切などでは、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。



## 5 子どもはヘルメットを着用

自転車乗用中の事故による被害を軽減させるため、子ども（13歳未満の者）には乗車用ヘルメットを着用させましょう（裏表紙参照）。



## 安全のため、ここにも注意！

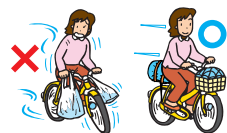
### ◆ からだに合った自転車に乗る

サドルにまたがったときに両足先が軽く地面につき、上体が少し前傾姿勢になるくらいに調整しましょう。



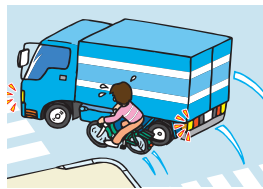
### ◆ 荷物はハンドルにかけないで荷台にしっかり固定する

ハンドルに荷物を下げたりするのは危険です。荷物は荷台に載せしっかり固定しましょう。



### ◆ 左折する自動車に注意する

左折する自動車のドライバーから自転車が见えない場合があります。交差点を直進するときは左折車に十分注意しましょう。



### ◆ 携帯電話、ヘッドホンの使用はしない

携帯電話やヘッドホン使用での運転は、注意力が散漫になったり、外部の音が聞こえづらくなったりするため大変危険です。絶対にやめましょう。



### ◆ 傘さし運転も危険

傘さしによる片手運転やげた・サンダルばきの運転はバランスを崩しやすく危険です。

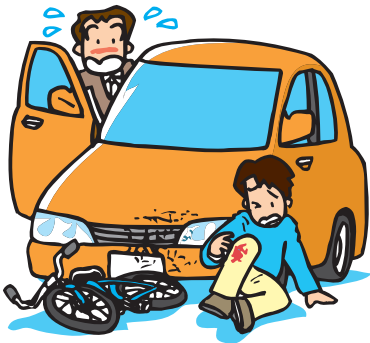


# 万一事故を起こしてしまっ

## ■自転車を取り巻く事故のリスク

自転車は、その気軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜んでいます。自分がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、財物を壊したりするケースもあります。まずは、この3つの事故のリスクをしっかりと認識しましょう。

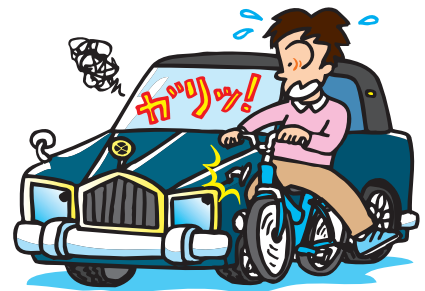
### ●自分のケガ



### ●他人にケガをさせる



### ●財物を壊す（損害を与える）



## ■自転車事故で問われる責任

自転車だから大丈夫。事故を起こしたとしても大事にはならない……。そんな軽はずみな気持ちが、死傷者を出す重大な事故につながります。道路交通法上、自転車は車両の一種（軽車両）です。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。また相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

### 刑事上の責任

相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」となります。

### 民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います。

### 道義的な責任

被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

### 〈自転車での加害事故例〉

未成年者でも数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

賠償額（※）	事故の概要
5,000万円	女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師（57歳）の女性と衝突。看護師には重大な障害（手足がしびれて歩行が困難）が残った。（判例：横浜地方裁判所、平成17年11月25日判決）
4,032万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工（62歳）の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。（判例：東京地方裁判所、平成17年9月14日判決）
3,138万円	男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性の保険勧誘員（60歳）が運転する自転車と衝突。保険勧誘員は頭蓋骨骨折を負い9日後に死亡した。（判例：さいたま地方裁判所、平成14年2月15日判決）
3,124万円	男子中学生が夜間、無灯火の自転車を走行中、対面歩行の女性（75歳）と衝突。女性には重大な障害（後遺障害2級）が残った。（判例：名古屋地方裁判所、平成14年9月27日判決）
2,581万円	成人男性が夜間、前照灯のないマウンテンバイクで走行中、飼犬を散歩中の短大非常勤講師（71歳）と衝突。短大非常勤講師には重大な障害（後遺障害1級）が残った。（判例：大阪地方裁判所、平成8年10月22日判決）

（※）賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（上記金額は概算額）。

日本損害保険協会調べ

# たら 保険の知識と 事故発生時の対応

どんなに注意していても、いつ起こるかわからないのが交通事故です。万が一事故を起こしてしまった場合、どのように対応すればいいのでしょうか？また、事故に備える保険にはどのようなものがあるのでしょうか？

## ■自転車事故と保険

自転車事故による損害賠償に備える保険があります。ただ、自動車事故と異なるのは、被害者救済のための強制保険（自賠責保険）がないことです。ではどのような保険に入っておけばよいのでしょうか？

	自動車事故	自転車事故
損害賠償に備える保険（強制加入）	自賠責保険	×
損害賠償に備える保険（任意加入）	任意の自動車保険	個人賠償責任保険など

自転車での転倒など思わぬ事故による自分のケガに備えるには「傷害保険」があります。また、自転車事故での損害賠償に備えるには「個人賠償責任保険」があります。個人賠償責任保険は、他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりして法律上の賠償責任が発生した場合に支払われる保険です。

そのほか、自転車安全整備店で購入または点検整備を行い、基準に合格した自転車に貼られる「TS（Traffic Safety）マーク付帯保険」があります。

保険の種類	事故の相手		自分	備 考
	生命・からだ	財 産	生命・からだ	
個人賠償責任保険※	○	○	×	損害保険各社で取り扱い
傷害保険	×	×	○	損害保険各社で取り扱い
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店で購入または点検整備を行い基準に合格した自転車に貼付(保険期間1年間)

※個人賠償責任保険は、単独で加入する方法と他の保険の特約として加入する方法とがあります。特約として加入できる保険には、傷害保険、火災保険、積立型の傷害保険や火災保険などがあり、自動車保険にも個人賠償責任保険（日常生活賠償責任）を特約として付けることができます。詳しくは、損害保険会社や代理店にご確認ください。

## ■もしも事故を起こしてしまったら

事故を起こしてしまった場合、気が動転して的確な対応ができないこともあります。以下の手順を参考に、落ち着いて行動できるようにしましょう。

### 1 ケガ人の救護

ケガ人がいる場合は、ケガ人の手当てが最優先です。まず救急車を呼びましょう。



### 2 道路上の危険防止

二次災害を防止するため、路肩や歩道など安全な場所に自転車を移動させましょう。



### 3 警察への連絡

現場をよく確認し、落ち着いて警察に連絡しましょう。警察への届出がないと、「交通事故証明書」が発行されません。

### 4 事故状況の確認

事故の相手方の名前、住所、連絡先などを確認し、簡単な事故状況メモをつくりましょう。

### 5 損害保険会社への連絡

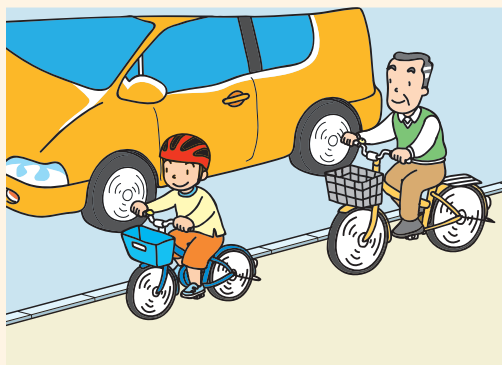
事故の状況をただちに損害保険会社または代理店に連絡してください。

# 自転車の通行等に関するルールが改正されました ～改正道路交通法が施行～

## 自転車が歩道を走ることができる条件を明確化

- 歩道通行ができるのは、これまで「自転車歩道通行可」の道路標識があるときだけでしたが、改正により次の内容が追加されました。

13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき



車道または交通の状況からみて、歩道通行がやむを得ない場合

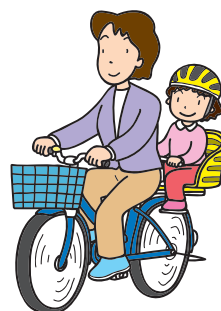


※道路工事や駐車車両などのために、車道の左側走行が困難な場合や、交通量が多く道幅が狭いなどのために自動車と接触する危険がある場合など

※ いずれの場合でも、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通ってはいけなくと指示した場合には、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

## 子ども(13歳未満の者)にヘルメットを着用させるのは保護者の責任

- 子どもの保護者は、子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



## 社団法人 日本損害保険協会 会員会社 (50音順)

あいおい損保	ジェイアイ	大同火災	日立キャピタル損保
朝日火災	スミセイ損保	東京海上日動	富士火災
アドリック損保	セコム損害保険	トーア再保険	三井住友海上
アニコム損保	セゾン自動車火災	日新火災	三井ダイレクト
エイチ・エス損保	ソニー損保	ニッセイ同和損保	明治安田損保
SBI損保	損保ジャパン	日本興亜損保	
共栄火災	そんぽ24	日本地震	(2008年6月現在)



損害保険を楽しく学べる  
「そんぽのホット」  
(フレッシュアズガイド)

※入手方法  
日本損害保険協会のホームページからダウンロードできます。  
<http://www.sonpo.or.jp>

損害保険に関することはお気軽に、日本損害保険協会そんがいほけん相談室へご相談ください。

☎0120-107808

携帯・PHSからは

☎03-3255-1306

受付時間:午前9時～午後6時【月～金(祝日・休日を除く)】

発行 社団法人 日本損害保険協会  
生活サービス部 安全安心推進グループ  
〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9  
TEL 03-3255-1294 FAX 03-3255-1236  
E-mail:ansui@sonpo.or.jp  
編集制作 財団法人 日本交通安全教育普及協会



かけがえのない環境と安心を守るために  
(社)日本損害保険協会はISO14001を認証取得しています

この冊子は再生紙を使用しています

